
 Very Sensitive List

デュアルユース貨物及び技術の極めて機微な品目リスト

注意. 省略されたエントリーが用いられている場合、完全な詳細についてはデュアルユース貨物又は技術のリストを参照のこと。デュアルユース貨物又は技術のリストから引用された文字には網掛けをしている。

Category 1

1. A. 2. a. 1. “複合材料”の構造物又は積層体であって、有機物を“マトリックス”とするもの及び 1. C. 10. c. 若しくは 1. C. 10. d. で指定される“ファイバー又はフィラメント材料”から製造されたもの。
1. C. 1. 電磁波放射を吸収するために特別に設計した材料...
1. C. 12. 材料であって、次のいずれかに該当するもの...
1. E. 1. 本リストの 1. A. 2. 又は 1. C. で指定される装置又は材料の“開発”又は“製造”に係る“General Technology Note”の対象となる“技術”。

Category 2 なし

Category 3 なし

Category 4 なし

Category 5 – Part 1

5. A. 1. b. 5. デジタル制御の無線受信機...
5. A. 1. h. 簡易爆発装置 (IED) に対抗する装置及び関連装置であって...
5. D. 1. a. 本リストのカテゴリ-5—パート 1 で指定される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
5. E. 1. a. 本リストのカテゴリ-5—パート 1 で指定される装置、機能、性能又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

Category 5 – Part 2 なし

 Very Sensitive List

Category 6

6. A. 1. a. 1. b. 1. 水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、動作周波数が 30Hz 以上 2kHz 以下であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう）が 210dB を超えるもの。
6. A. 1. a. 2. a. 1. ハイドロホンであって...を組み込んだもの...
6. A. 1. a. 2. a. 2. ハイドロホンであって...可撓性を有する組立品を組み込んだもの...
6. A. 1. a. 2. a. 3. ハイドロホンであって...次のいずれかの検出素子を有するもの...
6. A. 1. a. 2. a. 5. ハイドロホンであって...で 사용할ことができるように設計したもの...
6. A. 1. a. 2. a. 6. ハイドロホンであって...できるように設計したもの...
6. A. 1. a. 2. b. えい航ハイドロホンアレーであって...
6. A. 1. a. 2. c. えい航ハイドロホンアレーでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの；
6. A. 1. a. 2. e. 海底用又は港湾用ケーブル方式のハイドロフォンアレーであって、次のいずれかに該当するもの：
 1. ハイドロホンを組み込んだもの...又は
 2. ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるモジュールを組み込んだものであって...
6. A. 1. a. 2. f. 海底用又は港湾用ケーブルシステムでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの；
6. A. 2. a. 1. c. “宇宙用に設計”した固体の光検出器であって...
6. A. 8. 1. 3. 2010 年以降使用されていない
6. B. 8. パルスレーダー断面積計測装置であって...
6. D. 1. 本リストの 6. B. 8. で指定される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
6. D. 3. a. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：...
6. E. 1. 本リストの 6. A.、6. B. 又は 6. D. で指定される装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

 Very Sensitive List

6. E. 2. 本リストの 6. A. 又は 6. B. で指定される装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

Category 7

7. D. 3. a. ... ことができるように特別に設計又は改造した“ソフトウェア”
7. D. 3. b. ... のための“ソースコード”

Category 8

8. A. 1. b. 有人式で繫索式でない潜水艇であって...
8. A. 1. c. 1. 無人潜水艇であって...
8. A. 1. d. 2018 年以降使用されていない
8. A. 2. o. 3. b. 運転中のノイズを減少若しくはキャンセルする装置...

8. D. 1. 本リストの 8. A. で指定される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”。

8. E. 1. 本リストの 8. A. で指定される装置の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

Category 9

9. A. 11. ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン又は複合サイクルエンジン...

9. D. 1. 本リストの 9. A. 又は 9. E. 3. で指定される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。

9. D. 2. 本リストの 9. A. で指定される装置の“製造”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。

9. E. 1. 本リストの 9. A. 11. 又は 9. D. で指定される装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

9. E. 2. 本リストの 9. A. 11. で指定される装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

9. E. 3. a. 1. ... のための“必要な”“技術”
 ガスタービンエンジンのブレード...

Very Sensitive List

9. E. 3. a. 3. a.

…のための“必要な”技術”

部分品...

588K (315°C) を超える温度で使用することができるように設計された有機
“複合”材料を原料として製造されるもの；